



佐賀県公報

平成20年
3月31日
(月曜日)
号外第4号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

目次

◎佐賀県首都圏営業本部管理規則の一部を改正する規則 (三七・経営支援本部) 二

◎佐賀県立生涯学習センター設置条例施行規則等の一部を改正する規則 (三八・総務法制課) 二

◎附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則 (三九・職員課) 四

◎佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (四〇・") 五

◎佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則 (四一・") 五

◎佐賀県手数料条例施行規則の一部を改正する規則 (四二・財務課) 七

公布された規則のあらまし

◎佐賀県首都圏営業本部管理規則の一部を改正する規則(規則第三十七号)

1 職制を見直し、首都圏営業本部に技術監を置くことができることとした。

(第三条関係)

2 1の技術監の職務を定めることとした。(第四条関係)

3 この規則は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

◎佐賀県立生涯学習センター設置条例施行規則等の一部を改正する規則(規則第三十八号)

1 佐賀県立生涯学習センター設置条例施行規則ほか一規則において、施設の利用等を許可しないことができる場合として、集团的又は常習的に暴力的行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる場合を追加すること

等とした。

2 この規則は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

◎附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則(規則第三十九号)

1 老人保健法の一部改正並びに佐賀県公益認定等審議会条例及び佐賀県美しい景観づくり条例の制定に伴い、後期高齢者医療審査会委員、佐賀県公益認定等審議会委員及び専門委員並びに佐賀県美しい景観づくり審議会委員の報酬及び費用弁償の額を定めることとした。(別表関係)

2 この規則は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

◎佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則(規則第四〇号)

1 退職手当の調整額の算定に係る職員の区分の第六号区分(係長級)に、主幹教諭の職を追加することとした。(別表関係)

2 この規則は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

◎佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則(規則第四一号)

1 暮らし環境本部の環境課、有明海再生課及び廃棄物対策課を再編し、同本部に地球温暖化対策課、原子力安全対策課、有明海再生・自然環境課及び循環型社会推進課を置くとともに、県土づくり本部に入札・検査センターを置き、同本部交通政策部の新幹線整備推進課の名称を新幹線活用・整備推進課に改めることとした。(第二条関係)

2 暮らし環境本部私学文化課、健康福祉本部障害福祉課及び健康増進課並びに県土づくり本部建設・技術課及び交通政策部新幹線活用・整備推進課の分掌事務の一部を改めるとともに、暮らし環境本部地球温暖化対策課、原子力安全対策課、有明海再生・自然環境課及び循環型社会推進課並びに県土づくり本部入札・検査センターの分掌事務を定めることとした。(第五条、第六条、第九条及び第一〇条関係)

3 県土づくり本部入札・検査センターにセンター長を置くこととし、健康福

社本部に粒子線治療推進監を置くことができることとした。(第一八条関係)

4 その他必要な職を置くことができることとした。

5 統括本部に置かれた職にある者の一部は、同本部の企画調整及び経営に関する事務の一部又は知事が特に命ずる事務等の一部を、健康福祉本部に置かれた職にある者の一部は、粒子線治療の普及に関する事務の一部を、それぞれ処理することとした。(第二二条及び第二三条関係)

6 有明海沿岸道路整備事務所は、県土づくり本部の所管に属することとした。(別表関係)

7 その他所要の改正を行うこととした。

8 この規則は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

9 佐賀県財務規則ほか一規則について、所要の改正を行うこととした。

○佐賀県手数料条例施行規則の一部を改正する規則(規則第四二号)

1 介護サービス情報の報告に係る調査の区分及び手数料の額を定めることとした。(別表関係)

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この規則は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

○規則

佐賀県首都圏営業本部管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第三十七号

佐賀県首都圏営業本部管理規則の一部を改正する規則

佐賀県首都圏営業本部管理規則(昭和五十六年佐賀県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

2 前項に定める者のほか、本部に技術監を置くことができる。

第四条第三項及び第四項中「課長」の下に「及び技術監」を加える。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

佐賀県立生涯学習センター設置条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第三十八号

佐賀県立生涯学習センター設置条例施行規則等の一部を改正する規則

第一条 佐賀県立生涯学習センター設置条例施行規則の一部改正(佐賀県立生涯学習センター設置条例施行規則(平成十七年佐賀県規則第二百二号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「許可しない」を「許可しないことができる」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 集团的又は常習的に暴力的行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる場合

第七條第三項中「第一項第六号」を「第一項第七号」に改める。

(佐賀県解放会館条例施行規則の一部改正)

第二条 佐賀県解放会館条例施行規則(平成十七年佐賀県規則第六百六号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 集团的又は常習的に暴力的行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる場合

第六條第三項中「第一項第四号」を「第一項第五号」に改める。

(佐賀県立女性センター設置条例施行規則の一部改正)

第三条 佐賀県立女性センター設置条例施行規則(平成十七年佐賀県規則第九十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「許可しない」を「許可しないことができる」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 集团的又は常習的に暴力的行為を行うおそれがある組織の利益になる

と認められる場合

第七条第三項中「第一項第六号」を「第一項第七号」に改める。

(佐賀県立二十一世紀県民の森設置条例施行規則の一部改正)

第四条 佐賀県立二十一世紀県民の森設置条例施行規則(平成十七年佐賀県規則第百号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 集团的又は常習的に暴力的行為を行うおそれがある組織の利益になる

と認められる場合

第五条第三項中「第一項第四号」を「第一項第五号」に改める。

(佐賀県緑化センター条例施行規則の一部改正)

第五条 佐賀県緑化センター条例施行規則(平成十七年佐賀県規則第九十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 集团的又は常習的に暴力的行為を行うおそれがある組織の利益になる

と認められる場合

第六条第三項中「第一項第四号」を「第一項第五号」に改める。

(佐賀県射撃研修センター設置条例施行規則の一部改正)

第六条 佐賀県射撃研修センター設置条例施行規則(平成十七年佐賀県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中第五号を第六号とし、第五号の次に次の一号を加える。

五 集团的又は常習的に暴力的行為を行うおそれがある組織の利益になる

と認められる場合

第八条第三項中「第一項第五号」を「第一項第六号」に、「利用」を「使用」に改める。

(佐賀県地域産業支援センター条例施行規則の一部改正)

第七条 佐賀県地域産業支援センター条例施行規則(平成十七年佐賀県規則第八十四号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 集团的又は常習的に暴力的行為を行うおそれがある組織の利益になる

と認められる場合

第八条第三項中「第一項第四号」を「第一項第五号」に改める。

(佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター条例施行規則の一部改正)

第八条 佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター条例施行規則(平成十五年佐賀県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 集团的又は常習的に暴力的行為を行うおそれがある組織の利益になる

と認められる場合

第六条第三項中「第一項第四号」を「第一項第五号」に改める。

(佐賀県勤労者福祉会館管理規則の一部改正)

第九条 佐賀県勤労者福祉会館管理規則(昭和六十一年佐賀県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第六条に次の一項を加える。

3 館長は、次のいずれかに該当するときは、会館の施設の使用を許可しないことができる。

一 会館の設置の目的に反する使用をするおそれがある場合

二 会館内の秩序を乱すおそれがある場合

三 会館の施設又は設備をき損するおそれがある場合

四 集团的又は常習的に暴力的行為を行うおそれがある組織の利益になる

と認められる場合

五 その他管理上必要があると認められる場合

第十一条第一項第一号中「第六条」の下に「第一項」を加え、同項第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 その使用が第六条第三項各号のいずれかに該当することが明らかになつた場合

様式第一号中「次のとおり施設を使用したいので許可してください。」を「次のとおり施設を使用したいので許可してください。」

なお、申込者が暴力団員であるか否かを確認するため、佐賀県警察に本部に照会がなされることに同意します。」
改める。

(佐賀県観光施設条例施行規則の一部改正)

第十条 佐賀県観光施設条例施行規則(平成十七年佐賀県規則第八十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 集团的又は常習的に暴力的行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる場合

第六条第三項中「第一項第四号」を「第一項第五号」に改める。

(佐賀県港湾管理条例施行規則の一部改正)

第十一条 佐賀県港湾管理条例施行規則(昭和四十八年佐賀県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 集团的又は常習的に暴力的行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる場合

第七条第三項中「第一項第四号」を「第一項第五号」に改める。

(佐賀県人工海浜公園条例施行規則の一部改正)

第十二条 佐賀県人工海浜公園条例施行規則(平成十七年佐賀県規則第三百三号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 集团的又は常習的に暴力的行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる場合

第八条第三項中「第一項第四号」を「第一項第五号」に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第三十九号

附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償の額に関する

規則の一部を改正する規則

附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償の額に関する規則(昭和三十一年佐賀県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

別表中

佐賀県市町合併推進審議会委員

九、五〇〇円

行政職六級

を

佐賀県市町合併推進審議会委員

九、五〇〇円

行政職六級

後期高齢者医療審査会委員

九、五〇〇円

行政職六級

佐賀県公益認定等審議会委員及び専門委員

九、五〇〇円

行政職六級

佐賀県美しい景観づくり審議会委員

九、五〇〇円

行政職六級

改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

に

佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第四十号

佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則(昭和五十九年佐賀県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表の口の表の第六号区分の項第六号中「又は」を「若しくは」に改め、「定めるもの」の下に「又は特二級であったもの」を加える。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第四十一号

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則

佐賀県行政組織規則(平成十六年佐賀県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「(分課等)」に改め、同条第一項中「次の課」の下に「及びセンター」を加え、同項のくらし環境本部の課中「環境課」

「有明海再生課」を

「地球温暖化対策課

原子力安全対策課

有明海再生・自然環境課

循環型社会推進課

「建設・技術課」を「建設・技術課」に改め、同条第四項中「新幹線整備推進課」

を「新幹線活用・整備推進課」に改める。

第五条の私学文化課の分掌事務の第四号中「生活文化及び芸術文化」を「文化」に改め、同条の環境課の分掌事務中第二号を削り、第三号を第二号とし、

第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、第七号から第九号までを削り、第十号を第六号とし、第十一号を削り、同課の課名を「地球温暖化対策課」に改め、同課の分掌事務の次に次のように加える。

原子力安全対策課

原子力安全対策の総合調整に関すること。

第五条の有明海再生課の分掌事務に次の三号を加え、同課の課名を「有明海再生・自然環境課」に改める。

二 自然保護に関すること。

三 自然公園に関すること。

四 自然環境保全地域に関すること。

第五条の廃棄物対策課の分掌事務に次の一号を加え、同課の課名を「循環型社会推進課」に改める。

五 公害の調査、防止措置及び規制に関すること。

第六条の障害福祉課の分掌事務中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 精神保健及び精神障害者福祉に関すること。

第六条の健康増進課の分掌事務中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。

第九条の見出し中「各課」を「各課等」に改め、同条中「各課」の下に「及

び入札・検査センター」を加え、同条の建設・技術課の分掌事務中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、同課の分掌事務の第六号中「契約」の下に「の制度」を加え、同号を同課の分掌事務の第五号とし、同課の分掌事務中第七号を第六号とし、同課の分掌事務の次に次のように加える。

入札・検査センター

- 一 建設工事等の電子入札の執行に関すること。
- 二 工事の検査に関すること。

第十条の新幹線整備推進課の分掌事務中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加え、同課の課名を「新幹線活用・整備推進課」に改める。

- 一 新幹線の活用に関すること。

第十三条の見出し中「課」を「課等」に改め、同条中「課」の下に「(入札・検査センターを含む)」を加える。

第十四条中「環境課に原子力安全対策室を、廃棄物対策課」を「循環型社会推進課」に改める。

第十八条第二項中「に政策監を」の下に「健康福祉本部に粒子線治療推進監を」を加え、同条第三項中「課に参事」を「課及び入札・検査センターに参事」に、「センター」を「総務事務効率化センター」に改め、同条中第十七項を第十九項とし、第八項から第十六項までを二項ずつ繰り下げ、第七項を第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

- 9 粒子線治療推進監は、上司の命を受けて、粒子線治療の普及に関して健康福祉本部長が特に命ずる事務を掌理する。

第十八条中第六項を第七項とし、同条第五項中「センター長」を「総務事務効率化センター長」に、「センターの」を「総務事務効率化センターの」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

- 5 入札・検査センター長は、上司の命を受けて、入札・検査センターの分掌

事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

第十九条第三項中「課」の下に「及び入札・検査センター」を加え、同条中第九項を第十項とし、同条第八項中「課」の下に「及び入札・検査センター」を加え、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、同条第五項中「副センター長」を「総務事務効率化センター副センター長」に、「センター長を」を「総務事務効率化センター長を」に改め、同項第一号中「センターの」を「総務事務効率化センターの」に、「センター長」を「総務事務効率化センター長」に改め、同項第二号中「課長」を「情報・業務改革課長」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

- 5 入札・検査センター副センター長は、入札・検査センター長を補佐するとともに、次に掲げる事務を行う。

- 一 入札・検査センターの分掌事務を整理し、入札・検査センター長不在のときは、その職務を代行する。

二 上司の命を受けて、入札・検査センター長が特に命ずる事務を掌理する。

第二十二條第一項中「(統括本部を除く。以下この条において同じ。)」を「に、本部長を補佐するため」に改め、同条第三項中「かわらず」の下に「健康福祉本部においては、第一項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、前項の事務又は粒子線治療の普及に関する事務の一部を処理し」を加える。

第二十三條第一項中「統括本部に」の下に「統括本部長、総括政策監及び政策監を補佐するため、」を加え、同条第二項中「統括本部長、総括政策監及び政策監の行う業務を補佐するとともに」を削り、「次の各号」を「次に改め、同項第六号中「知事が特に命ずる事務」を「特命事務」に改める。

別表の健康福祉本部の項中 「衛生葉業センター」を「衛生葉業センター」に
日の隙寮

改め、同表の県土づくり本部の項中「佐賀空港事務所」を「佐賀空港事務所」に改める。
 有明海沿岸道路整備事務所」に改める。

附則

(施行期日)

- この規則は、平成二十年四月一日から施行する。
 (佐賀県財務規則の一部改正)
- 佐賀県財務規則(平成四年佐賀県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「課」の下に「及び入札・検査センター」を加え、同条第三号中「課」の下に「及び入札・検査センター」を加え、「歳入政策監」を「粒子線治療推進監及び組織規則第二十二条第一項の規定により置かれた職にある者からなる組織、歳入政策監」に改め、同条第四号中「課」の下に「及び入札・検査センター」を加え、「規定する副課長」の下に「入札・検査センター副センター長」を加え、「原子力安全対策室長」を削る。
 (佐賀県公有財産規則の一部改正)

- 佐賀県公有財産規則(昭和四十年佐賀県規則第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「規定する課」の下に「及び入札・検査センター」を加え、「歳入政策監」を「粒子線治療推進監及び組織規則第二十二条第一項の規定により置かれた職にある者からなる組織、歳入政策監」に改める。

佐賀県手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第四十二号

佐賀県手数料条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県手数料条例施行規則(平成十二年佐賀県規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表中第十号を第十一号とし、第一号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同表に第一号として次の一号を加える。

一 介護サービス情報の報告に係る調査手数料	イ 訪問介護及び介護予防訪問介護に係る調査	二万六千円
	ロ 訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護に係る調査	二万六千円
	ハ 訪問看護及び介護予防訪問看護に係る調査	二万六千円
	ニ 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションに係る調査	二万六千円
	ホ 福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売に係る調査	二万六千円
	ヘ 通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護に係る調査	二万六千円
	ト 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに係る調査	二万六千円
	チ 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に係る調査	二万六千円
	リ 介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る調査	三万二千元
	ヌ 介護老人保健施設、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護に係る調査	三万二千元
	ル 介護療養型医療施設、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護に係る調査	三万二千元
	ロ 居宅介護支援に係る調査	二万六千円

別表の備考第一号中「第一号」を「第二号」に改め、同表の備考第二号中「第二号」を「第三号」に改め、同表の備考第三号中「第三号」を「第四号」に改め、同表の備考第四号中「第四号」を「第五号」に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

購読料 一か年三二、二〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年三月三十一日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷